

# 環境活動レポート



発行日：平成27年7月14日

株式会社東海铸造所

## 目 次

1. 組織の概要（事業所名、所在地、事業概要、事業規模等）
2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
3. 環境方針
4. 環境管理組織機能図
5. 環境目標
6. 環境目標の実績
7. 環境活動の取組結果とその評価
8. 環境活動計画と次年度の取組内容
9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
10. 代表者による全体評価と見直し結果

## 1. 組織の概要（事業所名、所在地、事業概要、事業規模等）

1. 事業者名及び代表者名 株式会社東海鋳造所  
取締役社長 石黒 一彦
2. 所在地 愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目148番地
3. 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

責任者	製造部	部長	野村 忠志
担当者	製造部 製造技術課	リーダー	大脇 秀規
連絡先	電話番号	(0587) 95-2186 (代表)	
	FAX番号	(0587) 95-5959	
4. 事業概要 銑鉄鋳物の製造
5. 事業規模 2014年度 生産量（最終合格量）9,457t 売上高3,295百万円
6. 土地 敷地 24,260m<sup>2</sup>  
建築面積 12,400m<sup>2</sup>
7. 従業員 役員 3人  
従業員 113人（2015年3月21日現在）

## 2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日

1. 対象範囲（認証・登録範囲） 銑鉄鋳物の製造
2. レポートの対象期間及び発行日 対象期間：平成26年3月21日～平成27年3月20日  
発行日：平成27年7月21日

### 3. 環境方針

## 環 境 方 針

株式会社東海鋳造所は、自社事業活動において生産性を向上（合格率UP、稼働率UP）することにより、省資源・省エネルギー・廃棄物削減に直結する生産活動をめざす環境経営に取組みます。

環境経営の取り組みを重点課題として、以下の方針を定めます。

1. 環境関連の法令及びその他同意した要求事項を遵守する。
2. 事業活動において環境負荷を生産性（合格率、稼働率）に直結させ、生産性を向上させることにより環境負荷低減を図る。
3. 環境目標達成、即ち生産性目標達成の為に各部門の改善実施計画策定し、継続的な改善に取組む。
4. グリーン購入法に基づき、グリーン製品の購入に努める。
5. 尚、この方針は全従業員に周知徹底する。

制定日： 2006年 9月 6日

改訂日： 2012年 3月 21日

株式会社 東海鋳造所

取締役社長 石黒一彦

## 4. 環境管理組織機能図

改定日	作成	承認	内容
'12年3月21日	大脇	野村	環境管理委員の変更
'13年3月21日	大脇	野村	見直し
'14年3月21日	大脇	野村	見直し
'15年3月23日	大脇	野村	見直し

承認	作成
野 15.3.24 村	大 15.3.23 脇

環境マネジメントシステムを効果的に実施するために、環境管理組織・役割・責任・権限を定める。

最高経営者 社長 石黒 一彦
環境マネジメントシステムの構築・運用・維持を統括し、環境パフォーマンスに対する判断と処置、内部監査の結果に対する判断と処置、並びに環境方針と一貫した継続的改善に対し責任を有し、下記事項を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境方針の決定</li> <li>・環境マネジメントシステムの見直し</li> <li>・環境管理責任者の指名</li> <li>・経営資源（人・もの・金）の準備</li> </ul>

環境管理責任者 製造部部長 野村 忠志
環境マネジメントシステムが構築され、実施され、かつ維持されていることを確実にするため、下記事項を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境目的・目標・実施計画（案）の作成</li> <li>・各部署の環境目的・目標・実施計画の承認</li> <li>・著しい環境側面の承認</li> <li>・環境目的・目標・実施計画の進捗状況の把握並びに指示</li> <li>・不適合に対する是正・予防処置の承認</li> <li>・法遵守の評価結果に対する承認</li> <li>・最高経営者に環境マネジメントシステムの実績報告</li> </ul>

内部監査員 野村 忠志 大脇 秀規	事務局 野村 忠志 大脇 秀規
内部監査の実施と報告 (年1回 1月)	・各部門データの まとめ

環境管理委員								
冶金課	鋳造課	工作課	製造技術課	品質保証部	管理部	営業部	総務部	
田中	牧野	藤村	伊原	岩元	濱松	松田	鈴木	小林
成浩	盛幸	直希	宏幸	広喜	孔之	幸治	正志	光一

委員は各部署の代表によって構成し、役割・責任・権限は下記とする。なお、委員会は定期的(1回/月)に開催し(業務報告会にて)、実績・結果の評価検証を行う。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境側面の調査・抽出</li> <li>・環境目的・目標及び実施計画の策定及び実施</li> <li>・各部署の業務に関わる環境側面の管理</li> <li>・不適合に対する是正・予防処置の実施</li> <li>・教育訓練の実施</li> </ul>

## 5. 環境目標

2014年度～2018年度までの環境負荷低減目標(絶対量・原単位・低減量・低減率)を2013年度の実績を基準にして表1に示す。2013年度より、製造部の達成目標を合格率、稼働率それぞれの向上から総合効率(合格率×稼働率)に変更した。その目標値を表2に示す。

表1. 環境負荷低減目標値

量単位	2013年度実績		2014年度目標		2015年度目標		2016年度目標		2017年度目標		2018年度目標	
	絶対量	絶対量	低減量									
	原単位	原単位	低減率%									
1. 温室効果ガス排出量(※1) (kg-CO <sub>2</sub> (○/t))	13,577,929 1,408	13,354,477 1,385	223,452 1.6	13,135,978 1,362	441,952 3.3	12,922,249 1,340	655,680 4.8	12,713,118 1,318	864,812 6.4	12,508,418 1,297	1,069,511 7.9	
2. 廃棄物総排出量(上段)及び廃棄物最終処分量(下段) (t (○/t))	4,182 0.434	4,169 0.432	14 0.3	4,155 0.431	27 0.7	4,141 0.429	41 1.0	4,128 0.428	54 1.3	4,115 0.427	67 1.6	
3-1. 総排水量 (t (○/t))	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
3-2. 水使用量 (m <sup>3</sup> (○/t))	44,216 4.58	43,489 4.51	728 1.6	42,777 4.44	1,439 3.3	42,081 4.36	2,135 4.8	41,400 4.29	2,816 6.4	40,733 4.22	3,483 7.9	
4. 化学物質使用量 (t (○/t))	61,675 6.40	60,660 6.29	1,015 1.6	59,667 6.19	2,007 3.3	58,696 6.09	2,978 4.8	57,746 5.99	3,928 6.4	56,817 5.89	4,858 7.9	
5. エネルギー使用量 (MJ (○/t))	184,039,751 19,083	181,940,436 18,866	2,099,315 1.1	179,883,113 18,652	4,156,639 2.3	177,866,310 18,443	6,173,442 3.4	176,439,883 18,295	7,599,868 4.1	174,893,387 18,135	9,146,364 5.0	
6. 物質使用量(リターンスクラップ含む) (t (○/t))	26,489 2.75	26,403 2.74	86 0.3	26,317 2.73	172 0.7	26,232 2.72	258 1.0	26,147 2.71	343 1.3	26,062 2.70	427 1.6	
7. サイト内で循環的利用を行っている物質量等 上段：リターンスクラップ 下段：循環水 (t (○/t))	12,387 1.28	12,347 1.28	40 0.3	12,307 1.28	81 0.7	12,267 1.27	121 1.0	12,227 1.27	160 1.3	12,188 1.26	200 1.6	
8. 総製品生産量または総商品販売量(最終合格量) (t)	9,644 1	9,644 1	- -									
・グリーン購入 (%)	40% (※3)	50% (※3)	60% (※3)	60% (※3)	60% (※3)	60% (※3)	60% (※3)	60% (※3)	60% (※3)	65% (※3)		
・自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※1. 排出係数は、0.455を使用(中部電力発表値)

※2. サイト内で循環的利用を行っている物質量等の循環水については計測不可。

※3. グリーン購入の数値目標は、文具類購入品の全体に対しての目標値。グリーン購入品点の集計はしているが、グリーン購入品でない文具類購入品の集計まではできておらず、表記は凡その値。

表2. 環境活動の目標値

		2013年度実績	2014年度目標	2015年度目標	2016年度目標	2017年度目標	2018年度目標
総合効率 (%)		68.5	69.7	70.8	72.0	73.1	74.3
合格率 (%)		91.6	91.9	92.2	92.5	92.8	93.1
稼働率 (%)		74.8	75.8	76.8	77.8	78.8	79.8

※2014～2018年度目標は2013年度を基準にしている。

## 6. 環境目標の実績

2012年度～2014年度までの環境負荷実績値（総量及び原単位）を表3に、合格率及び稼働率の実績値を表4に示す。

表3. 環境負荷実績値

	量単位	2012年度	2013年度	2014年度
		実績	実績	実績
		量／年 原単位	量／年 原単位	量／年 原単位
1. 温室効果ガス排出量（※1）	kg-CO <sub>2</sub> (○/t)	14,382,919 1,435	13,577,929 1,408	13,567,712 1,435
2. 廃棄物総排出量（上段）及び廃棄物最終処分量（下段）	t (○/t)	1,592 0.159	4,182 0.434	5,576 0.590
	t (○/t)	0 0	0 0	0 0
	t (○/t)	37,754 3.77	44,216 4.58	52,992 5.60
3-1. 総排水量	m <sup>3</sup> (○/t)	56,098 5.60	61,675 6.40	67,239 7.11
	t -	0 -	0 -	0 -
3-2. 水使用量	MJ (○/t)	195,015,137 19,453	184,039,751 19,083	184,001,446 19,457
	t (○/t)	28,028 2.80	26,489 2.75	26,430 2.79
7. サイト内で循環的利用を行っている物質量等 上段：リターンスクラップ 下段：循環水	t (○/t)	13,458 1.34	12,387 1.28	0 0.00
	m <sup>3</sup> (○/t)	— —	— —	— —
	t -	10,025 —	9,644 —	9,457 —
8. 総製品生産量または総商品販売量（※2）	% -	65 —	70 —	70 —
	% -	— —	— —	— —
・グリーン購入（※3）	% -	— —	— —	— —
・自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目	% -	— —	— —	— —

※1. 排出係数は、0.455 を使用(平成20年度中部電力発表値)

※2. の数値は総商品生産量（最終合格量）を示す。

※3. の数値はグリーン購入の2012～2014年度実績は凡そその値。

表4. 環境活動の実績値

		2012年度	2013年度	2014年度
合格率	(%)	89.0 ( 92.5 )	91.6 ( 94.8 )	91.1 ( 94.6 )
稼働率	(%)	75.3	74.8	72.4

※上記の合格率は最終合格率。最終合格率とは客先返品分と二次不良（一次の外観検査時に合格した製品が、その後硬度検査や加工途中で不良となった物）を差し引きした合格率。また、（）内に一次合格率（一次の外観時の合格率）を示している。

## 7. 環境活動の取組結果とその評価

### 1. 温室効果ガス排出量

毎月の使用量（重油、ガソリン、軽油、灯油、LPG、電気、コークス）を継続監視し、特に使用量・原単位の大幅増が見受けられた場合は、原因工程を特定し、対応・処置している。依然として受注生産量の回復はしておらず、溶解工程における連続溶解ができない等エネルギーの効率的な利用ができなかった。2014年度稼働率・合格率ともに2013年度を下回た結果、目標未達成となってしまったと考えられる。

2014年度実績は、総量で2013年度比0.08%減となった。総製品生産量が前年に比べ2%減少したためだが、原単位は1.9%悪化してしまった。

2015年度は、AIMラインの打痕対策の効果により、合格率の向上が見込まれる。稼働率向上対策に力を入れる。

### 2. 廃棄物総排出量及び廃棄物最終処分量

2010年度より、産業廃棄物としてではなく販売で黒砂等処理できていたが、2012年11月より販売先がなくなり、産廃としての量が急激に増加した。また、最終処分している産業廃棄物は0。

#### 3-1. 総排水量

水使用量の増加に伴い、全体の総排水量も増加し、原単位も増加した。

#### 3-2. 水使用量

総排水量と同様に全体の水使用量が増加し、原単位も増加した。地下水の大量使用する場所等に水道メーターを取付け、毎月監視しているが、万が一使用量の大幅増が見受けられた場合は、原因工程を特定し、対応・処置している。毎月の監視の中で、夏場に大物ライン設備の冷却に地下水を大量使用するため、高温期は低温期に比べ使用量が1.5倍強に増えている。必要以上に使用されていないか今年度確認する。2014年度総製品生産量が前年の2%減少したが、水の使用量は対前年度比9%増となり、量・原単位共に増加となった。

### 4. 化学物質使用量

全て再使用される製品のみに含有しているので“0”としている。

### 5. エネルギー使用量

1. と同様に毎月の使用量（重油、ガソリン、軽油、灯油、LPG、電気、コークス）を継続監視し、特に使用量、原単位の大幅増が見受けられた場合は、原因工程を特定し、対応・処置している。依然として景気の回復はしておらず、溶解工程における連続溶解ができない等エネルギーの効率的な利用ができなかった。2014年度稼働率・合格率ともに2013年度を下回た結果、目標未達成となってしまったと考えられる。

2014年度実績は、総量で2013年度比0.02%減となった。総製品生産量が前年に比べ2%減少したためだが、原単位は2%悪化してしまった。

2015年度は、AIMラインの打痕対策の効果により、合格率の向上が見込まれる。稼働率向上対策に力を入れる。

### 6. 物質使用量

物質使用量は2014年度実績は、2013年度比0.22%減少したが、原単位は1.45%悪化した。

## 8. 環境活動計画と次年度の取組内容

### 1 ) 環境活動計画

2014年度は環境負荷低減活動を以下の2つの取組を推進した。

#### A ) 各課別による環境活動計画

2014年度は各課それぞれ半期毎の活動計画を立て、継続して合格率・稼働率の目標達成に取組んだ。以下に活動事例を示す。

##### 合格率向上

鋳造課・作業手順の見直し、標準化

工作課・堰折機のサイズアップ

- ・仕上げ工具の変更
- ・不具合品流出の撲滅

製造技術課・打痕対策

- ・作業台の改善

設計課・最終合格率の向上(不良対策)

品質保証部・中子不良の削減

- ・客先返品の低減

##### 稼働率向上

鋳造課・ラインサイクルの安定化

- ・トラブルの恒久対策
- ・タイミングロス低減
- ・供給砂量の増加

工作課・多能工化

- ・保全作業時間の短縮
- ・加工機の予防保全
- ・時間当たり出来高の向上

製造技術課・後工程の設備改善

#### B ) 合理化委員会(全社横断組織)による環境活動計画

##### 単独省エネ

- ・エアー漏れ、油漏れ対策
- ・後工程の高効率化
- ・工場内外注の改善推進
- ・社内仕上行程の効率化
- ・納期遅延削減
- ・契約電力低減活動
- ・代替材料トライ
- ・省エネ機器の導入及び検討  
(照明、酸素バーナー、電動リフト、熱交換器、コンプレッサー)



電動リフト (2015.7.8導入)

## 2 ) 次年度の取組内容

### A ) 各課別による環境活動計画

2015年度は各課それぞれ半期毎の活動計画を立て、継続して合格率・稼働率の目標達成に取組む計画をした。以下に活動計画を示す。

#### 合格率向上

冶金課・溶湯品質の健全化・安定

鋳造課・品点別の作業ポイント指示書の作成

工作課・ドラムショット打痕対策

設計課・最終合格率の向上

品質保証部・検査基準の明確化

・客先返品の低減

#### 稼働率向上

冶金課・溶解重量の安定

・タイミングロスの削減

鋳造課・タイミングロスの削減

・不明時間対策

・トラブルの恒久対策

工作課・多能工化

・時間当たり出来高の向上

製造技術課・後工程の設備改善

・劣化配線の改修

### B ) 合理化委員会（全社横断組織）による環境活動計画

#### 単独省エネ

・後工程の高効率化

・場内外注の改善推進

・省エネ機器の導入及び検討（電動リフト、酸素バーナー、照明）

・エアー漏れ、油漏れ対策

9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

下表、環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、環境関連機関等からの違反、訴訟等の指摘はなかった。また、過去3年間とも同様、違反、訴訟等指摘は無かった。

承認	作成
野 15.1.13 村	大 15.1.12 脇

遵守確認日	作成	承認	内 容
‘15年1月13日	大脇	野村	内容の見直しと遵守確認

○：適用する  
ー：適用しない

注1) 法規制の内容について、年に一度定期的に見直しを実施する。

注2) 環境区分=一般(理念としてのもの)、水系、大気、騒音、振動、廃棄物、臭気、有害物質等で構成される。

注3) 規制区分=(国)環境基本法、(県)愛知県環境基本条例、(自)自主的に管理値を設定するもの等を記入

4	振動	○		振動規制法	H26. 6. 18	特定工場等に関する規制	<p>① 特定施設の設置の届出(法6条) ② 特定施設の数等の変更の届出(法8条) ③ 氏名の変更等の届出(法10条)</p> <p>}※2</p>	あり	○ (1台でも増加したら届出要)	H15. 3. 31 H24. 3. 7	大口町	既設設備は全て届出済
		○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	<p>① 規制基準(条例6条) ② 騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務(条例18条) ③ 相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等(条例25条)</p>						
5	廃棄物	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	H26. 6. 13	産業廃棄物	<p>① 事業者及び地方公共団体の処理(法11条) ② 事業者の処理(法12条) ③ 廃棄物管理票(法12条の3)</p>	あり	○(毎年報告要)	H26. 6. 10	尾張県民事務所	H26年度報告済	
		○	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	H15. 3. 25	事業者の義務	① 処理を委託する場合における確認等(条例7条)						
6	リサイクル	○	資源の有効な利用の促進に関する法律	H26. 6. 13	基本方針等	① 事業者の責務(法4条)	なし	-	-	-	-	
					特定省資源業	① 計画の作成(法12条)						
7	エネルギー(環境)	○	環境基本法	H26. 5. 30	総則	<p>① 事業者の責務(法8条) ② 環境の日(法10条)</p>	なし	-	-	-	-	
		○	エネルギーの使用の合理化に関する法律	H26. 6. 18	工場に係る措置等	<p>① 特定事業者の指定(法7条) ② エネルギー管理統括者(法7条の2) ③ エネルギー管理企画推進者(法7条の3) ④ 第一種エネルギー管理指定工場等の指定(法7条の4) ⑤ エネルギー管理者(法8条) ⑥ 中長期的な計画の作成(法14条) ⑦ 定期の報告(法15条)</p>	あり	○(選解任時届出要)	H22. 11. 5	中部経済産業局		
		○	循環型社会形成推進基本法	H24. 6. 27	総則	① 事業者の責務(法11条)	なし	-	-	-	-	
		○	地球温暖化対策の推進に関する法律	H26. 5. 30.	温室効果ガスの排出の抑制等のための施策	<p>① 事業者の責務(法5条) ② 温室効果ガス算定期間の報告(法21条の2) ③ 権利利益の保護に係る請求(法21条の3) ④ 情報の提供等(法21条の8) ⑤ エネルギー使用の合理化に関する法律との関係(法21条の10) ⑥ 事業者の事業活動に関する計画等(法22条)</p>	あり	○(毎年報告要)	H26. 5. 20	中部経済産業局	H26年度報告済	
		○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(地球温暖化の防止)	<p>① 地球温暖化の防止に関する計画等(条例72条) ② 地球温暖化対策計画書の作成等(条例73条) ③ 地球温暖化対策実施状況書の作成等(条例74条)</p>	あり	○(毎年報告要)	H26. 5. 20	尾張県民事務所	H26年度報告済	
8	労働安全	○	労働安全衛生法	H26. 6. 25	総則	① 事業者等の責務(法3条、法4条)	あり	○(選解任時届出要)	H20. 5. 9 H20. 8. 27 H18. 12. 4 H21. 12. 9	愛知労働基準監督署		
					安全衛生管理体制	<p>① 総括安全衛生管理者(法10条) ② 安全管理者(法11条) ③ 衛生管理者(法12条) ④ 安全衛生推進者等(法12条の2) ⑤ 産業医等(法13条、法13条の2) ⑥ 作業主任者(法14条) ⑦ 総括安全衛生責任者(法15条) ⑧ 安全委員会(法17条) ⑨ 衛生委員会(法18条) ⑩ 安全衛生委員会(法19条) ⑪ 安全管理者等に対する教育等(法19条の2)</p>						
					労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	<p>① 事業者の講ずべき措置等(法20条、法22条、法23条、法24条、法25条、法26条、法27条) ② 事業者の行うべき調査等(法28条の2)</p>						
					労働者の就業に当たっての措置	<p>① 安全衛生教育(法59条、法60条、法60条の2) ② 就業制限(法61条)</p>						
					健康を保持増進のための措置	<p>① 作業環境測定(法65条) ② 作業環境測定の結果の評価等(法65条の2) ③ 作業の管理(法65条の3) ④ 健康診断(法66条) ⑤ 健康診断の結果の記録(法66条の3) ⑥ 保健指導等(法66条の7)</p>						
					快適な職場環境の形成のための措置	① 事業者の講ずる措置(法71条の2)						

※1、特定施設の増加に伴う大口町への変更届の提出は、現在提出済み特定施設数の倍以上になった時に提出要。

※2、特定施設の増加に伴う大口町への変更届の提出は、1台でも増加となった時に提出要。

9	消防	○	消防法	H26. 6. 13	火災の予防	<p>① 火災の予防(法8条、法9条の3、法9条の4)</p> <p>危険物</p> <p>① 危険物(法10条、法11条、法11条の2、法11条の4、法12条、法12条の6、法12条の7、法13条、法14条、法14条の2、法14条の3、法14条の3の2、法14条の4、法16条の3)</p> <p>消防の設備等</p> <p>① 消防の設備等(法17条～法17条の2、法17条の3の2、法17条の3の3)</p> <p>消防の用に供する機械器具等の検定</p> <p>① 検定対象機械器具等の検定(法21条の2、法21条の4)</p>			H22. 9. 6			
					消防法施行令	H26. 10. 16	火災の予防	<p>① 防火管理者を定めなければならない防火対象物等(政令1条の2)</p> <p>② 同一敷地内における二以上の防火対象物(政2条)</p> <p>③ 防火管理者の資格(政令3条)</p> <p>④ 防火管理者の責務(政令4条)</p> <p>⑤ 共同防火管理を要する防火対象物の指定(政4条の2)</p> <p>⑥ 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物(政令4条の2の2)</p> <p>⑦ 避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物(政令4条の2の3)</p> <p>⑧ 自衛消防組織の設置を要する防火対象物(政4条の2の4)</p> <p>⑨ 自衛消防組織を置かなければならない者(政4条の2の5)</p> <p>⑩ 消防計画における自衛消防組織の業務の定め(政令4条の2の6)</p> <p>⑪ 自衛消防組織の業務(政令4条の2の7)</p> <p>⑫ 自衛消防組織の要員の基準(政令4条の2の8)</p> <p>⑬ 防炎防火対象物の指定等(政令4条の3)</p> <p>⑭ 対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準(政令5条)</p> <p>⑮ 対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準(政令5条の2)</p> <p>⑯ 対象火気設備等に係る条例の規定の適用除外に関する条例の基準(政令5条の4)</p>				
					設置及び維持の技術上の基準	H26. 10. 16		<p>① 消火器具に関する基準(政令10条)</p> <p>② 屋内消火栓設備に関する基準(政令11条)</p> <p>③ 粉末消火設備に関する基準(政令18条)</p> <p>④ 屋外消火栓設備に関する基準(政令19条)</p> <p>⑤ 自動火災報知設備に関する基準(政令21条)</p> <p>⑥ 誘導灯及び誘導標識に関する基準(政令26条)</p> <p>⑦ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準(政令29条の4)</p> <p>⑧ 消防用設備等の規格(政令30条)</p>	あり	○	丹羽広域事務組合消防本部	
					消防用設備等の検査及び点検			<p>① 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等(政令35条)</p> <p>② 消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等(政令36条)</p>				
					消防法施行規則	H26. 10. 16	防火管理者等	<p>① 防火管理に係る消防計画(規則3条)</p> <p>② 防火管理者の選任又は解任の届出(規則4条)</p> <p>③ 防火対象物の点検及び報告(規則4条の2の4)</p> <p>④ 防火対象物の点検基準(規則4条の2の6)</p> <p>⑤ 消防計画において自衛消防組織の業務に関し定める事項(規則4条の2の10)</p> <p>⑥ 自衛消防組織の要員の員数等(規則4条の2の11)</p> <p>⑦ 自衛消防組織設置の届出(規則4条の2の15)</p>		H20. 6. 9 H19. 7. 26		
					消防用設備等又は特殊消防用設備等			<p>① 大型消火器以外の消火器具の設置(規則6条)</p> <p>② 大型消火器の設置(規則7条)</p> <p>③ 屋内消火栓設備に関する基準の細目(規則12条)</p> <p>④ 粉末消火設備に関する基準(規則21条)</p> <p>⑤ 屋外消火栓設備に関する基準の細目(規則22条)</p> <p>⑥ 自動火災報知設備の感知器等(規則23条)</p> <p>⑦ 自動火災報知設備に関する基準の細目(規則24条)</p> <p>⑧ ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目(規則24条の2の3)</p> <p>⑨ 避難器具に関する基準の細目(規則27条)</p> <p>⑩ 誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目(規則28条の3)</p> <p>⑪ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査(規則31条の3)</p> <p>⑫ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告(規則31条の6)</p>				

9	消防	○	危険物の規制に関する政令	H25. 3. 27	総則	<p>① 提出を要する物質の指定(政令1条の10)          ② 危険物の指定数量(政令1条の11)          ③ 指定可燃物(政令1条の12)          ④ 貯蔵所の区分(政令2条)          ⑤ 取扱所の区分(政令3条)</p>	あり	○	丹羽広域事務組合	
						<p>① 設置の許可の申請(政令6条)          ② 変更の許可の申請(政令7条)          ③ 許可等の通報を必要とする製造所等の指定(政令7条の3)          ④ 完成検査の手続き(政令8条)          ⑤ 完成検査前検査(政令8条の2)</p>				
						<p>① 製造所の基準(政令9条)          ② 屋内貯蔵所の基準(政令10条)          ③ 屋外タンク貯蔵所の基準(政令11条)          ④ 屋外タンク貯蔵所の基準(政令12条)          ⑤ 屋外貯蔵所の基準(政令16条)          ⑥ 消火設備の基準(政令20条)          ⑦ 消火設備及び警報設備の規格(政令22条)</p>				
						<p>① 貯蔵及び取扱の基準(政令24条～政令26条)</p>				
						<p>① 危険物保安監督者及び危険物取扱者の責務(政令31条)          ② 危険物保安監督者を定めなければならない製造所等(政令31条の2)</p>				
						<p>① 自衛消防組織を置かなければならない事業所(政令38条)          ② 自衛消防組織の編成(政令38条の2)</p>				
						<p>① 危険物の品名(規則1条の2)          ② 品名から除外されるもの(規則1条の3)          ③ 複数性状物品の属する品名(規則1条の4)          ④ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書(規則1条の5)</p>				
						<p>① 設置の許可の申請書の様式及び添付書類(規則4条)          ② 変更の許可の申請書の様式及び添付書類(規則5条)          ③ 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書(規則7条の3)          ④ 製造所等の用途廃止の届出書(規則8条)</p>				
						<p>① 高圧ガスの使節に係る距離(規則12条)          ② 防火設備及び特定防火設備(規則13条の2)          ③ 二十号防油堤(規則13条の3)          ④ 磁粉探傷試験及び浸透探傷試験(規則20条の5)          ⑤ 防油堤(規則22条)</p>				
						<p>① 危険物保安監督者の業務(規則48条)          ② 実務経験(規則48条の2)          ③ 危険物保安監督者の選任又は解任の届出書(規則48条の3)          ④ 取扱い等をすることができる危険物の種類(規則49条)</p>				
10	化学物質	○	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	H14. 12. 13	第一種指定化学物質の排出量等の把握	<p>① 排出量等の把握及び届出(法5条)</p>	あり	○(毎年報告要)	H26. 4. 11 尾張県民事務所	H26年度報告済
11	公害防止全般	○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	公害の防止に関する規制等(化学物質の適正な管理)	<p>① 特定化学物質の取扱量の把握等(条例68条)          ② 特定化学物質等管理書の作成等(条例69条)          ③ 特定事業者における事故時の措置(条例70条)</p>	あり	○	H26. 4. 11 中部経済産業局	H26年度報告済
11	公害防止全般	○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15. 3. 15	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減)	<p>① 自動車の走行量の抑制等(条例76条)          ② 自動車の駐停車時の原動機の停止義務(条例77条)          ③ 駐車場設置者等の周知義務(条例78条)          ④ 低公害車の購入等(条例79条)          ⑤ 低公害車の導入義務等(条例80条)</p>	あり	○	尾張県民事務所	
					事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(循環型社会の形成)	<p>① 事業活動における廃棄物等の発生抑制等(条例89条)</p>				

## 10. 代表者による全体評価と見直し結果

2008年のリーマンショック以降、受注量が伸び悩み、工場の生産効率悪化が続いている。エネルギー及び水使用量、CO<sub>2</sub>ガス排出の主たる部門である溶解工程で、連続稼働できない非効率を長らく改善できていない。

2014年度は、合格率・稼働率共に前年を下回り、そのためエネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量等の原単位が悪化し、目標未達となつた。

2015年度は、実施効果の高い案件から優先し、確実に実施まで遂行することで、実績を上げる。

当社は、2015年度方針を以下に掲げ、省エネ活動が会社の文化として構築できるよう、愚直に実行致します。

- ・安全性と高効率の両立
- ・品質、納期、コストの徹底追及
- ・3M・3R・6S活動の平準化
- ・お客様に最高の安心と満足お届け